

豊橋市議会委員会条例

豊橋市議会委員会条例(昭和42年豊橋市条例第17号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則

第1条(常任委員会及び議会運営委員会の設置)

第2条(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員の定数及び所管並びに議会運営委員会の委員の定数)

第3条(常任委員及び議会運営委員の任期)

第4条(特別委員会の設置等)

第5条(資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置)

第6条(委員の選任)

第7条(委員長及び副委員長)

第8条(互選の方法)

第9条(選挙規定の準用)

第10条(委員長及び副委員長がともにないときの互選)

第11条(招集)

第11条の2(委員会の開会方法の特例)

第12条(議長への通知)

第13条(欠席、遅刻又は早退の届出)

第14条(委員会の開閉)

第15条(委員長の議事整理権及び秩序保持権)

第16条(委員長の職務代行)

第17条(委員長及び副委員長の辞任)

第18条(議会運営委員及び特別委員の辞任)

第19条(定足数)

第2章 審査

第20条(議題の宣告)

第21条(一括議題)

第22条(審査順序)

第23条(出席説明の要求)

第24条(資料要求)

第25条(先決動議の表決の順序)

第26条(動議の撤回)

第27条(委員の議案修正)

第28条(連合審査会)

第29条(委員長、副委員長及び委員の除斥)

第30条(証人出頭又は記録提出の要求)

第31条(所管事務等の調査)

第32条(委員の派遣)

第33条(委員会の再審査)

第34条(議決事件の字句、数字等の整理)

第35条(委員会の報告書)

第36条(閉会中の継続審査)

第37条(委員会の公開)

第3章 発言

第38条(発言の許可)

第39条(委員の発言)

第40条(発言内容の制限)

第41条(委員外議員の発言)

第42条(委員長の発言及び討論)

第43条(発言時間の制限)

第44条(議事進行に関する発言)

第45条(質疑又は討論の終了)

第46条(表決時の発言制限)

第47条(発言の取消し又は訂正)

第4章 表決

- 第48条(表決)
- 第49条(表決の問題の宣告)
- 第50条(不在委員)
- 第51条(条件及び訂正の禁止)
- 第52条(起立による表決)
- 第53条(投票による表決)
- 第54条(記名投票)
- 第55条(無記名投票)
- 第56条(選挙規定の準用)
- 第57条(簡易表決)
- 第58条(表決の順序)

第5章 請願

- 第59条(紹介議員の委員会出席)
- 第60条(請願の審査報告)

第6章 秘密会

- 第61条(秘密会の開会及び指定者以外の退場)
- 第62条(秘密会の記録)

第7章 公聴会

- 第63条(公聴会開催の手続)
- 第64条(意見を述べようとする者の申出)
- 第65条(公述人の決定)
- 第66条(公述人の発言)
- 第67条(委員及び公述人の質疑)
- 第68条(代理人又は文書による意見の陳述)

第8章 参考人

- 第69条(参考人)

第9章 委員会の記録

- 第70条(委員会の記録)
- 第71条(委員会の記録の公開)
- 第72条(委員会の記録の保存年限)

第10章 規律

- 第73条(携帯の禁止)
- 第74条(議事妨害の禁止)
- 第75条(離席)
- 第76条(資料等印刷物の配布の許可)
- 第77条(秩序保持に関する措置)

第11章 補則

- 第78条(会議規則への委任)

附則

第1章 総則

(常任委員会及び議会運営委員会の設置)

第1条 議会に常任委員会及び議会運営委員会を置く。

(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員の定数及び所管並びに議会運営委員会の委員の定数)

第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管並びに議会運営委員会の委員の定数は、次のとおりとする。

(1) 総務委員会 9人

- ア 防災危機管理課の所管に属する事項
- イ 総務部の所管に属する事項
- ウ 財務部の所管に属する事項
- エ 企画部の所管に属する事項
- オ 市民協創部の所管に属する事項
- カ 文化・スポーツ部の所管に属する事項
- キ 会計課の所管に属する事項
- ク 監査委員の所管に属する事項
- ケ 選挙管理委員会の所管に属する事項
- コ 公平委員会の所管に属する事項

サ 他の常任委員会の所管に属さない事項

(2) 環境経済委員会 9人

ア 環境部の所管に属する事項

イ 産業部の所管に属する事項

ウ 農業委員会の所管に属する事項

(3) 福祉教育委員会 9人

ア 福祉部の所管に属する事項

イ こども未来部の所管に属する事項

ウ 健康部の所管に属する事項

エ 市民病院の所管に属する事項

オ 教育委員会の所管に属する事項

(4) 建設消防委員会 9人

ア 建設部の所管に属する事項

イ 都市計画部の所管に属する事項

ウ 総合動植物公園の所管に属する事項

エ 上下水道局の所管に属する事項

オ 消防本部及び消防署の所管に属する事項

(5) 議会運営委員会 10人

(全部改正〔平成24年条例65号〕、一部改正〔平成27年条例27号・29年23号・30年25号・31年30号〕)

(常任委員及び議会運営委員の任期)

第3条 常任委員及び議会運営委員の任期は、1年とする。ただし、後任委員が選任されるまで在任する。

2 棄欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(特別委員会の設置等)

第4条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置くことができる。

2 特別委員会の委員の定数は、議会の議決により決定する。

3 特別委員会の委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間 在任する。

(一部改正〔平成24年条例65号〕)

(資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置)

第5条 議会は、議員の資格決定の要求があったときは資格審査特別委員会を、懲罰の動議があったときは懲罰特別委員会を直ちに設置しなければならない。

2 資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員の定数は、議会の議決により決定する。

(委員の選任)

第6条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)の選任は、議長の指名による。

2 議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。

3 議長は、常任委員の申出があるとき、委員会の所属を変更することができる。

4 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期については、第3条(常任委員及び議会運営委員の任期)第2項の規定を準用する。

(一部改正〔平成19年条例26号・24年65号〕)

(委員長及び副委員長)

第7条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)に委員長及び副委員長1人を置かなければならぬ。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(互選の方法)

第8条 委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票で行う。

2 有効投票の最多数を得た委員を当選人とする。ただし、得票数が同じときは、くじで決定する。

3 前項の当選人は、有効投票の総数の4分の1以上の得票がなければならない。

4 第1項の投票を行う場合には、委員長の職務を行っている者も、投票することができる。

5 委員会は、委員のうちに異議を有する者がないとき、第1項の互選につき、指名推選の方法を用いることができる。

6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人を当選人と決めるべきかどうかを委員会に諮り、委員の全員の同意があった者を当選人とする。

(選挙規定の準用)

第9条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、豊橋市議会会議規則(平成16年豊橋市議会規則第1号)以下「会議規則」という。)第1章第4節(選挙)の規定を準用する。

(委員長及び副委員長がともにないときの互選)

第10条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。

(招集)

第11条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったとき、委員会を招集しなければならない。

(委員会の開会方法の特例)

第11条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で、調査研究のための委員会を開くことができる。ただし、第61条第1項の秘密会は、この限りでない。

2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 前項の規定による許可を得て、オンラインによる方法で委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

4 オンラインによる方法での委員会の開会の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

(追加〔令和4年条例32号〕)

(議長への通知)

第12条 委員長は、委員会を招集するとき、事前に開会の日時、場所、付議事件等を議長に通知しなければならない。

(欠席、遅刻又は早退の届出)

第13条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席、遅刻又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

(一部改正〔平成27年条例41号・令和3年18号〕)

(委員会の開閉)

第14条 委員会の開会、散会、中止又は休憩は、委員長が宣告する。

(委員長の議事整理権及び秩序保持権)

第15条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第16条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長及び副委員長の辞任)

第17条 委員長及び副委員長が辞任するときは、委員会の許可を得なければならない。

(議会運営委員及び特別委員の辞任)

第18条 議会運営委員及び特別委員が辞任するときは、議長の承認を得なければならない。

(一部改正〔平成19年条例26号〕)

(定足数)

第19条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第29条(委員長、副委員長及び委員の除斥)の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

2 委員長は、会議中定足数を欠くおそれがあるとき、委員の退席を制止し、又は委員会室外の委員に出席を求めることがある。

3 委員長は、会議中定足数を欠いたとき、休憩又は散会を宣告する。

第2章 審査

(議題の宣告)

第20条 委員長は、会議に付する事件を議題とするとき、その旨を宣告する。

(一括議題)

第21条 委員長は、必要があるとき、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論をしないで会議に諮って決定する。

(審査順序)

第22条 委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によって行う。

(出席説明の要求)

第23条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めるとき、議長を経てしなければならない。

2 前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法で出席することができる。この場合において、オンラインによる方法で出席しようとする者は、あらかじめ議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

(一部改正〔平成24年条例30号・25年24号・27年27号・令和4年32号〕)

(資料要求)

第24条 委員会は、関係機関に対し、審査又は調査のため資料又は記録の提出を求める場合、議決により求めることができる。

(先決動議の表決の順序)

第25条 委員長は、他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したとき、表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論をしないで会議に諮って決定する。

(動議の撤回)

第26条 提出委員が会議の議題となった動議を撤回するときは、委員会の許可を得なければならない。

(委員の議案修正)

第27条 委員が修正案を発議するときは、事前にその案を委員長に提出しなければならない。

(連合審査会)

第28条 委員会は、審査又は調査のため必要があるとき、他の委員会と協議して、連合審査会を開くことができる。

(委員長、副委員長及び委員の除斥)

第29条 委員長、副委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参加することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(証人出頭又は記録提出の要求)

第30条 委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第100条第1項の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めるとき、議長に申し出なければならない。

(一部改正〔平成19年条例26号〕)

(所管事務等の調査)

第31条 常任委員会又は議会運営委員会は、その所管に属する事務について調査するとき、事前にその事項、目的、方法、期間等を議長に通知しなければならない。

(委員の派遣)

第32条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣するとき、事前に、目的、場所、期間等を記載した委員派遣承認要求書を議長に提出し、許可を得なければならない。

(委員会の再審査)

第33条 委員会は、次の各号のいずれかに該当した場合に再審査をすることができる。

- (1) 重大な事情の変更
- (2) 重大な資料の秘匿
- (3) 重大な説明の瑕疵
- (4) その他委員会の判断に影響を与えると認められる状況の変化

(議決事件の字句、数字等の整理)

第34条 委員会は、議決の後、条項、字句、数字等の整理が必要なとき、委員長に委任することができる。

(委員会の報告書)

第35条 委員会は、事件の審査又は調査を終わったとき、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

(閉会中の継続審査)

第36条 委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があるとき、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。

(委員会の公開)

第37条 委員会の会議は、公開する。

- 2 委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。
- 3 委員長は、必要があるとき、傍聴人の退場を命ずることができる。

第3章 発言

(発言の許可)

第38条 発言は、すべて委員長の許可を得た後にしなければならない。

(委員の発言)

第39条 委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決定したときは、この限りでない。

(発言内容の制限)

第40条 発言は、すべて簡明にし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 委員長は、発言が前項の規定に反する場合は、注意し、なお従わないとき、発言を禁止することができる。
(委員外議員の発言)

第41条 委員会は、審査中又は調査中の事件について、必要があるとき、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったとき、その許否を決定する。
(委員長の発言及び討論)

第42条 委員長は、委員として発言するとき、委員席に着き発言し、発言が終了した後、委員長席に復さなければならぬ。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終了するまで、委員長席に復することができない。
(発言時間の制限)

第43条 委員長は、必要があるとき、事前に発言時間を制限することができる。

2 委員長は、前項の規定による制限について、出席委員から異議があるとき、討論をしないで会議に諮って決定する。
(議事進行に関する発言)

第44条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならぬ。
(質疑又は討論の終了)

第45条 委員長は、質疑又は討論が終わったとき、その終了を宣告する。

2 委員は、質疑又は討論が続出して容易に終了しないとき、質疑又は討論の終了の動議を提出することができる。
3 委員長は、質疑又は討論の終了の動議について、討論をしないで会議に諮って決定する。
(表決時の発言制限)

第46条 表決の宣告後、委員は、発言を求めることがない。ただし、表決の方法についての発言は、この限りでない。
(発言の取消し又は訂正)

第47条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し、又は委員長の許可を得て発言を訂正することができる。
2 発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の主旨を変更することはできない。

第4章 表決 (表決)

第48条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、委員長が決定する。

2 前項の場合において、委員長は、委員として議決に加わることができない。
(表決の問題の宣告)

第49条 委員長は、表決を採るとき、表決に付する問題を宣告する。
(不在委員)

第50条 表決の宣告のとき、委員会室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、第11条の2第3項の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。
(一部改正〔令和4年条例32号〕)
(条件及び訂正の禁止)

第51条 委員は、表決に条件を付け、又は表決の訂正を求めることがない。
(起立による表決)

第52条 委員長は、表決を採るとき、問題を可とする委員を起立させ、起立委員の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長は、起立委員の多少を認定したいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるとき、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。
(投票による表決)

第53条 委員長は、必要があるとき、又は出席委員から要求があるとき、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 委員長は、同時に前項の記名投票及び無記名投票の要求があるとき、いずれの方法によるかを無記名投票で決定する。
(記名投票)

第54条 記名投票を行う場合には、問題を可とする委員は所定の白票を、問題を否とする委員は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(無記名投票)

第55条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする委員は賛成と、問題を否とする委員は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

- 2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。
(選挙規定の準用)

第56条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、会議規則第27条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第28条(投票)、第29条(投票の終了の宣告)、第30条(開票及び投票の効力)及び第31条(選挙結果の報告)第1項の規定を準用する。

(簡易表決)

第57条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。

- 2 委員長は、異議がないとき、可決を宣告する。ただし、その宣告に対して出席委員から異議があるとき、起立の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第58条 委員長は、同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたとき、表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に行う。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるとき、討論をしないで会議に諮って決定する。

- 2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決を採る。

第5章 請願

(紹介議員の委員会出席)

第59条 委員会は、請願の審査のため必要があるとき、紹介議員の説明を求めることができる。

- 2 紹介議員は、前項の要求があったとき、これに応じなければならない。
(請願の審査報告)

第60条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により、議長に報告しなければならない。

- (1) 採択とすべきもの
(2) 不採択とすべきもの

- 2 委員会は、審査結果に意見を付けることができる。

- 3 委員会が採択とすべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することが適當なもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することが適當なものについては、その旨を付記しなければならない。

第6章 秘密会

(秘密会の開会及び指定者以外の退場)

第61条 委員会は、その議決により秘密会とすることができます。

- 2 委員長は、前項の議決があったとき、委員長の指定する者以外の者及び傍聴人を委員会室の外に退去させなければならない。

(秘密会の記録)

第62条 秘密会の議事の記録中、特に秘密を要すると議決した部分は、これを公表しないことができる。

- 2 前項に規定する公表しない部分については、秘密性の継続する限り他に漏らしてはならない。

第7章 公聴会

(公聴会開催の手続)

第63条 委員会は、公聴会を開くとき、議長の承認を得なければならない。

- 2 議長は、前項の承認をしたとき、日時、場所、意見を聴く案件その他必要な事項を公示する。
(意見を述べようとする者の申出)

第64条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、事前に文書でその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第65条 公聴会において意見を聴く利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、事前に文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において決定し、議長を経て、本人に通知する。

- 2 事前に申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるとき、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(一部改正〔平成24年条例65号〕)

(公述人の発言)

第66条 公述人は、発言するとき、委員長の許可を得なければならない。

- 2 公述人の発言は、その意見を聴く案件の範囲を超えてはならない。
3 委員長は、公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏な言動があるとき、発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員及び公述人の質疑)

第67条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

- 2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第68条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

第8章 参考人

(参考人)

第69条 委員会は、参考人の出席を求めるとき、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたとき、参考人に対しその日時、場所、意見を聴く案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、第66条(公述人の発言)、第67条(委員及び公述人の質疑)及び前条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。

第9章 委員会の記録

(委員会の記録)

第70条 委員長は、職員に次の事項を記載した委員会の記録を作成させ、署名しなければならない。

- (1) 開会及び閉会の年月日時
- (2) 出席及び欠席の委員の氏名
- (3) 会議に付した事件
- (4) 議事の経過
- (5) 会議の概要等必要な事項
- (6) その他委員長又は委員会において必要とする事項

2 前項の委員会の記録は、議長に提出する。

(委員会の記録の公開)

第71条 委員会の記録は、印刷し、又は電子情報化し、広く一般に公開する。

(委員会の記録の保存年限)

第72条 委員会の記録の保存年限は、永年とする。

第10章 規律

(携帯の禁止)

第73条 委員会室に入る者は、帽子、傘、つえ、携帯電話、録音機、撮影機、パソコン、ラジオ等会議の妨げになるものを携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。

(議事妨害の禁止)

第74条 何人も、会議中は、不必要に発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(離席)

第75条 委員は、会議中みだりにその席を離れてはならない。

(資料等印刷物の配布の許可)

第76条 委員会室において、資料、文書等の印刷物を配布するときは、委員長の許可を得なければならない。

(秩序保持に関する措置)

第77条 委員長は、委員会において、法又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるとき、これを制止し、又は発言を取り消せることができる。

2 委員長は、委員が前項の規定による命令に従わないとき、当日の委員会が終了するまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であるとき、委員会を閉じ、又は中止することができる。

(一部改正〔平成19年条例26号〕)

第11章 補則

(会議規則への委任)

第78条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日条例第32号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日条例第24号)

この条例は、平成23年5月1日から施行する。

附 則(平成23年5月13日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月30日条例第28号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年5月18日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年12月13日条例第65号)

(施行期日)

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律による改正前の地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「改正前の法律」という。)の規定により選任された常任委員、議会運営委員又は特別委員である者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の豊橋市議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)の規定によりそれぞれ常任委員、議会運営委員又は特別委員として選任されたものとみなす。この場合において、その選任されたものとみなされる者の任期は、この条例による改正前の豊橋市議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により選任された日(特別委員として選任されたものとみなされる者の任期にあっては、改正前の法律の規定により選任された日)からそれぞれ起算するものとする。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例の規定により互選された常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会の委員長又は副委員長である者は、この条例の施行の日に、改正後の条例の規定によりそれぞれ常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会の委員長又は副委員長として互選されたものとみなす。

附 則(平成25年5月15日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月27日条例第27号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職する教育長が当該在職する間においては、改正後の第23条の規定は適用せず、改正前の第23条の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成27年9月30日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年3月29日条例第23号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月28日条例第25号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月27日条例第30号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月29日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年5月13日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。